



# 大学院における質向上・質保証システムの 現状と論点について

## 第1部 新たな評価の基本的な考え方

### 認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる一方で、以下のような課題も指摘されている。**
  - ①社会的機能の再確認の必要性  
社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか
  - ②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足  
様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか
  - ③内部質保証の意義の浸透  
機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

### 「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、「**教育の質**」を不断に見直すことが必要。
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取組む「**教育の改善**」が必要。
- ✓ 「**教育の質**」と「**教育の改善**」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「**新たな評価**」へ転換する。

※「**新たな評価**」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

### 改革の方向性

#### (1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「**新たな評価**」においては、学位を授与する過程で**3ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感**や**ステークホルダーによる評価**により可視化し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているか**という観点から評価すべきである。  
(※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)
- 「**新たな評価**」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

#### (2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「**新たな評価**」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

#### (3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「**教育の質**」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「**徒労感**」や「**負担感**」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

## 第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

### 1. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、産業界や高校関係者等の参画を促進する。また、学生代表者の評価への参画も検討する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の基準・観点のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。
- 評価機関に対して認証を与えた文部科学大臣が評価が適正に行われているか確認するシステムを設けることも検討する。

### 2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が学修成果を上げられているかという点の可視化を行うために、学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計に向け、引き続き議論を進めていく。

### 3. 評価の視点【何を評価するか】

- 「新たな評価」では、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーに照らして学生が必要な学修成果が上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用がなされているかという点を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- また、これらの観点について項目・指標等を共通化するとともに、具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示すことを引き続き検討する。
- 学修成果の可視化については、ディプロマ・ポリシーを達成目標として、成績等の直接評価と学生アンケート等の間接評価の双方の観点で行うことを検討する。
- 国際的な評価や先行している分野別評価については、「新たな評価」との関係性を整理し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。
- 「新たな評価」制度導入において、ディプロマ・ポリシー等の再検証を実施することを検討する。

### 4. 評価手続【どのように評価するのか】

- わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価の導入を検討する。その際、課題の追求・指摘ではなく、自己改善につながる評価（絶対評価）にすることを検討する。
- 評価手續の効率化のため、データベースの構築・活用を検討する。実地調査は、実施義務を撤廃し一定の条件下のみの実施の方向で検討する。

### 5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- 評価結果を一元的に公表し、公表内容やフォーマットは統一することを検討する。
- 評価結果については、例えば資源配分等の国の政策に活用することや、段階別評価において高い評価を得た機関に対する受審期間延長等のインセンティブを検討する。

# 大学院における課程の目的

## 設置基準上の目的

- ◆ 修士課程は、**広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。**（大学院設置基準第3条第1項）
- ◆ 博士課程は、**専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと**を目的とする。（大学院設置基準第4条第1項）
- ◆ 専門職学位課程は、**高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。**（専門職大学院設置基準第2条第1項）

## 現行制度における課程のイメージ

### 知のプロフェッショナルの養成

高度な研究能力を有する人材



社会的・国際的に通用する高度専門職業人材

#### 博士課程

- 研究者や大学教員のみならず、社会の様々なフィールドで活躍できる「知のプロフェッショナル」の養成を行う
- 主として研究指導による教育
- 博士論文の審査及び試験
- 機関別認証評価の中で評価

#### 修士課程

- 博士課程に進学するために必要な能力の涵養に加え、高度専門職業人や高度で知的な素養のある人材の養成を行う
- 授業科目と研究指導による教育
- 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験
- 機関別認証評価の中で評価

#### 専門職学位課程

- 理論と実務の架橋（双方向授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育・実務家教員の配置・教育課程連携協議会の設置）
- 分野別認証評価の受審義務（5年ごと）
- 研究指導や論文審査を必須としない
- 社会人学生への学習機会の提供

## 学士課程

# 「知の総和」向上における大学院の役割とそのために必要な評価の視点（案）

## 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）における大学院教育への期待

### （1）教育研究の「質」の更なる高度化

#### ③大学院教育の改革

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の育成」という4つの人材育成機能76を担っている。そのため、高等教育の中でもとりわけ大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心に担うことが期待される存在である。

近年、国内外における国際的な競争環境が年々高まる一方で、今後18歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの修士・博士人材が多様なフィールドで活躍する社会の実現が欠かせない。（略）

### 大学院における「新たな評価」に向けて検討すべき評価の視点【何を評価するか】

#### 留意すべき事項

- ・学生のキャリアパスや受入れ学生の特性
- ・成果指標を導入する際の対象学生数の大小による影響
- ・国際的な評価機関による評価との関係
- 等

#### ① 最低限の質保証に関するもの

- 大学院設置基準・専門職大学院設置基準、細目省令等に基づく法令適合性や、教学に係る規程やシステムの有無 等  
※現行の細目省令における評価項目・基準をベースに、評価負担を考慮し削減・重点化してはどうか。  
※教育課程連携協議会における、教育課程の改善の取組も重要ではないか。【専門職学位課程】  
※試験資格と連動する分野（例：会計、臨床心理）における質保証に留意すべきではないか。

#### ② 修了者の成長に関するもの

- 「学位にふさわしい能力」が社会的に分かりやすい形で示されていること
- 在学中の学生が自身の成長を実感していること、また教育研究指導体制に満足していること
- 学位を円滑に授与していること
- 学位を得た者が、大学院で身に付けた素養をもって社会で活躍していること 等  
※学位審査の課程で能力や成長の確認を行っている大学院において、改めて学生の「伸び」を社会や修了者・学生本人に伝わる形で可視化する必要があるのではないか。  
※例えば、就職先等出口側からの評価、社会における活躍状況についての評価などを参考にしてはどうか。

#### ③ 研究指導を含む教育環境に関するもの

- 大学院のビジョンに沿った研究成果の創出のための環境や教育研究実施組織等、十分な体制の下で教育が行われていること
- 学生が十分な時間を学修に割けていること
- 論文執筆や国際学会での発表等の機会が十分に与えられていること
- 双方向授業、事例研究、現地調査などの実施体制等の分野固有で求められる教育環境が整備されていること 【専門職学位課程】
- 上記の状態が継続される見込みがあること 等

→ これらを表すためにどのような指標が考えられ、そのためのデータをどのように収集すべきか

# これまでの「教育の質」の評価の例①：認証評価制度（大学基準協会）

## ● 機関別認証評価 評価項目の例

### 基準4 教育課程・学習成果

点検・評価項目	評価の視点
① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の体系、教育内容</li> <li>・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等</li> </ul> ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性
③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性</li> <li>・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮</li> <li>・授業期間の適切な設定</li> <li>・単位制度の趣旨に沿った単位の設定</li> <li>・個々の授業科目の内容及び方法</li> <li>・授業科目の位置づけ（必修、選択等）</li> <li>・各学位課程にふさわしい教育内容の設定</li> <li>・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）</li> <li>・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）</li> <li>・実践的・応用的な能力、職業倫理の涵養への配慮、専門の職業を取り巻く状況への配慮、教養教育・基礎的な教育・職業に係る教育科目等の適切な配置（基礎科目（一般・基礎科目）、職業専門科目、展開科目、総合科目）等（【学専】）</li> <li>・<u>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）</u></li> <li>・<u>理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）</u></li> <li>・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり</li> </ul> ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

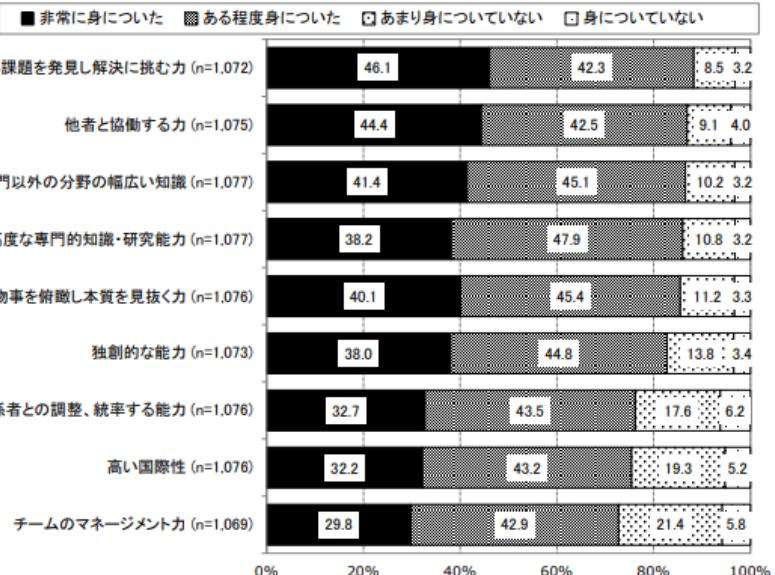
公益財団法人大学基準協会  
2024年度評価用  
「点検・評価項目」及び  
「評価の視点（参考資料）」  
より抜粋

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）</li> <li>・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）</li> <li>・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知</li> <li>・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）</li> <li>・学習の進捗と学生の理解度の確認</li> <li>・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導</li> <li>・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示</li> <li>・臨地実務実習、その他必要な授業形態、方法の導入と実施（【学専】）</li> <li>・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】【学専】）（40名以下の設定と運用【学専】）</li> <li>・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）</li> <li>・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）</li> <li>・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）</li> </ul>
--	--

# これまでの「教育の質」の評価の例②：卓越大学院プログラム

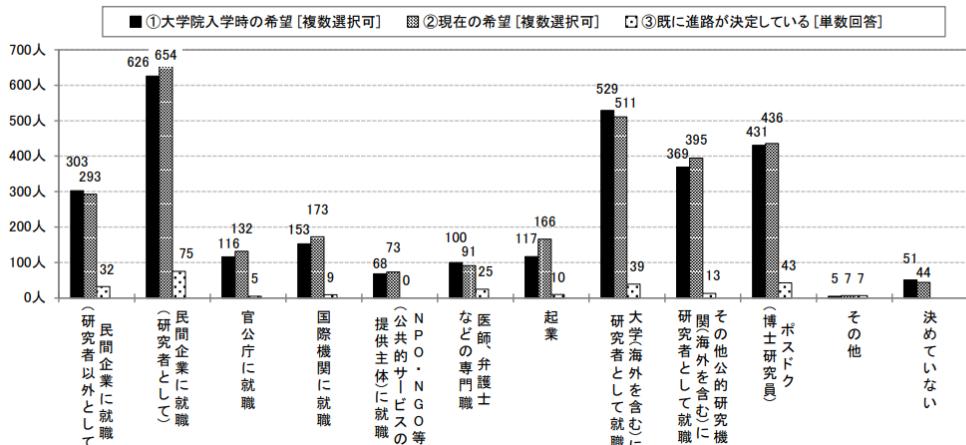
## 在籍者アンケート

問12 このプログラムによって、以下のような能力は身についたと思いますか。



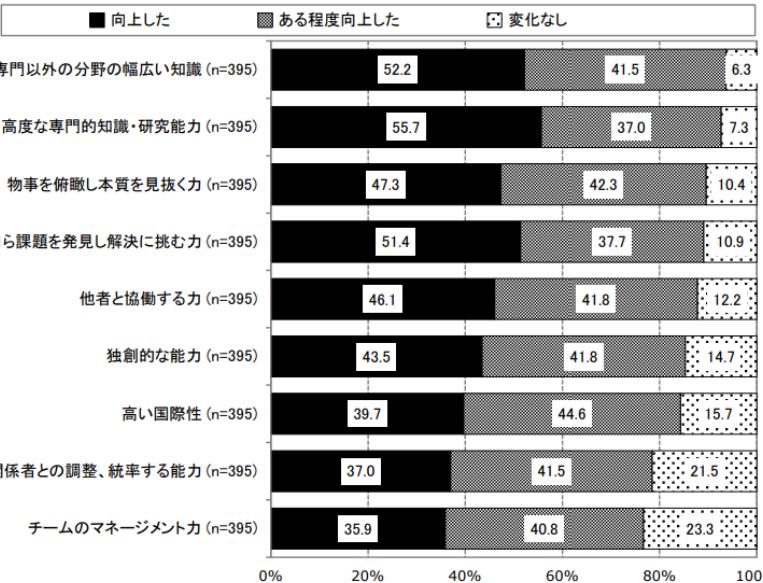
問15 修了後の進路についてどのような希望を持っていますか。

(①② n=1096、③ n=258)



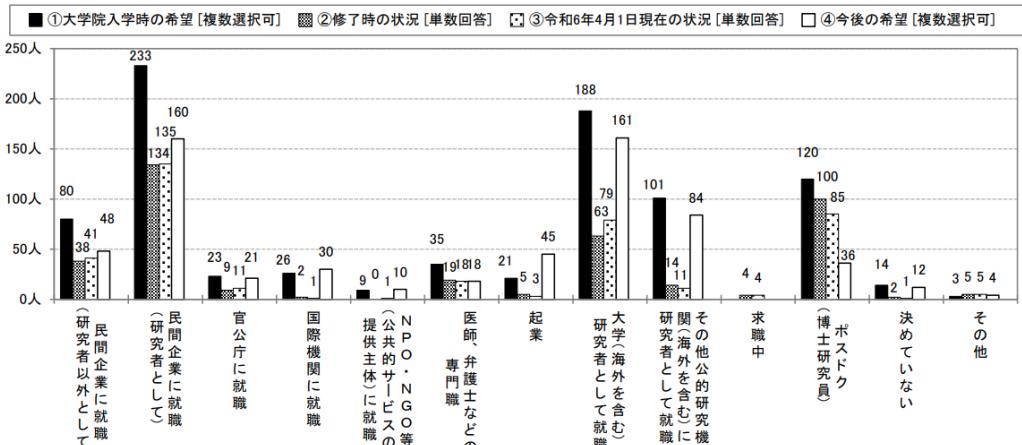
## 修了者アンケート

問10 プログラムに参加することによって、以下の能力はどう変化しましたか。(修了後)



問12 修了後どのような職等に就きましたか。また、今後どのような希望持っていますか。

(①②③ n=395、④ n=316)





# 参考资料

# 現行の大学（院）の質保証①

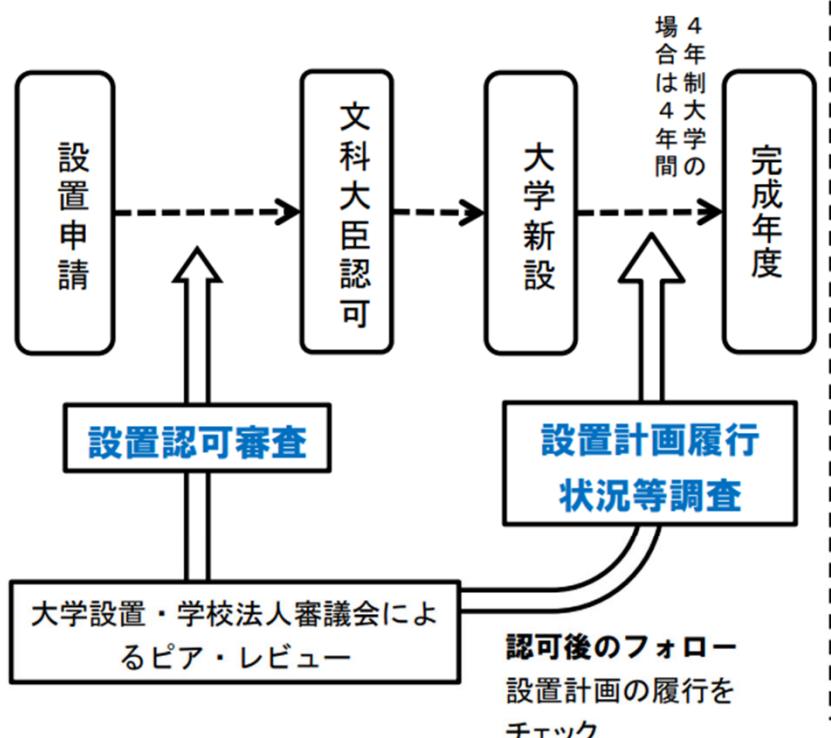
## 我が国の大学の質保証のイメージ図

令和7年5月12日  
教育・学習の質向上に向けた新たな  
評価の在り方ワーキンググループ  
(第1回) 資料3より抜粋

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

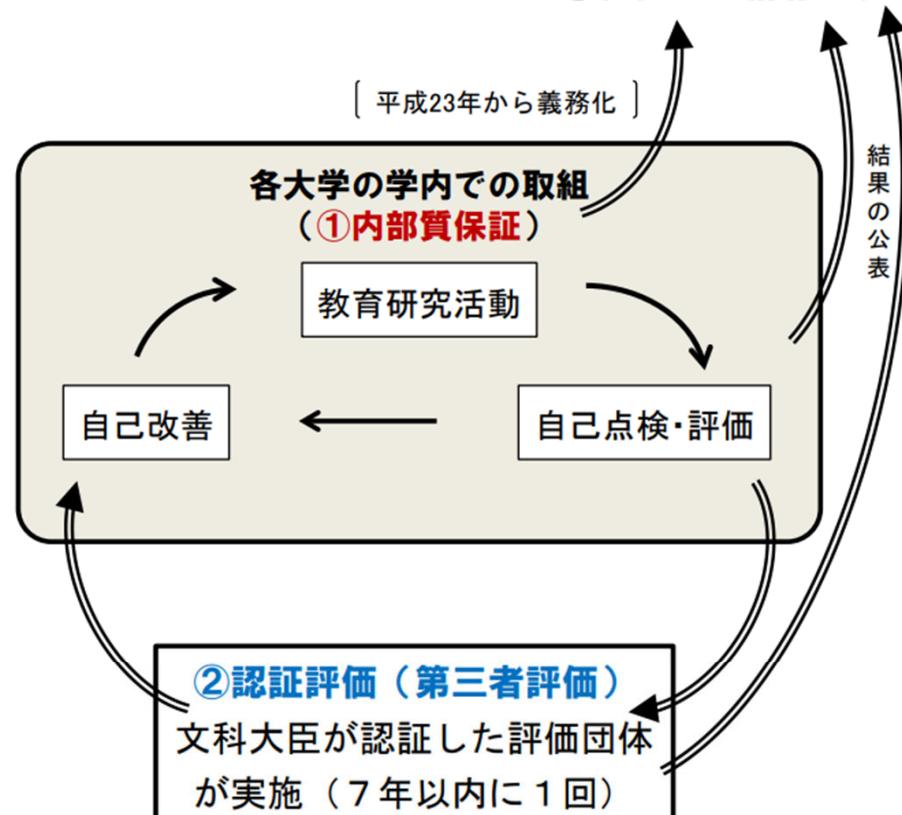
### 【設置認可審査等による入口における質保証】

(大学の設置申請から完成年度までの質保証)



### 【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】

③社会への情報公表



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 現行の大学（院）の質保証②

令和7年5月12日  
教育・学習の質向上に向けた新たな  
評価の在り方ワーキンググループ  
(第1回) 資料3より抜粋

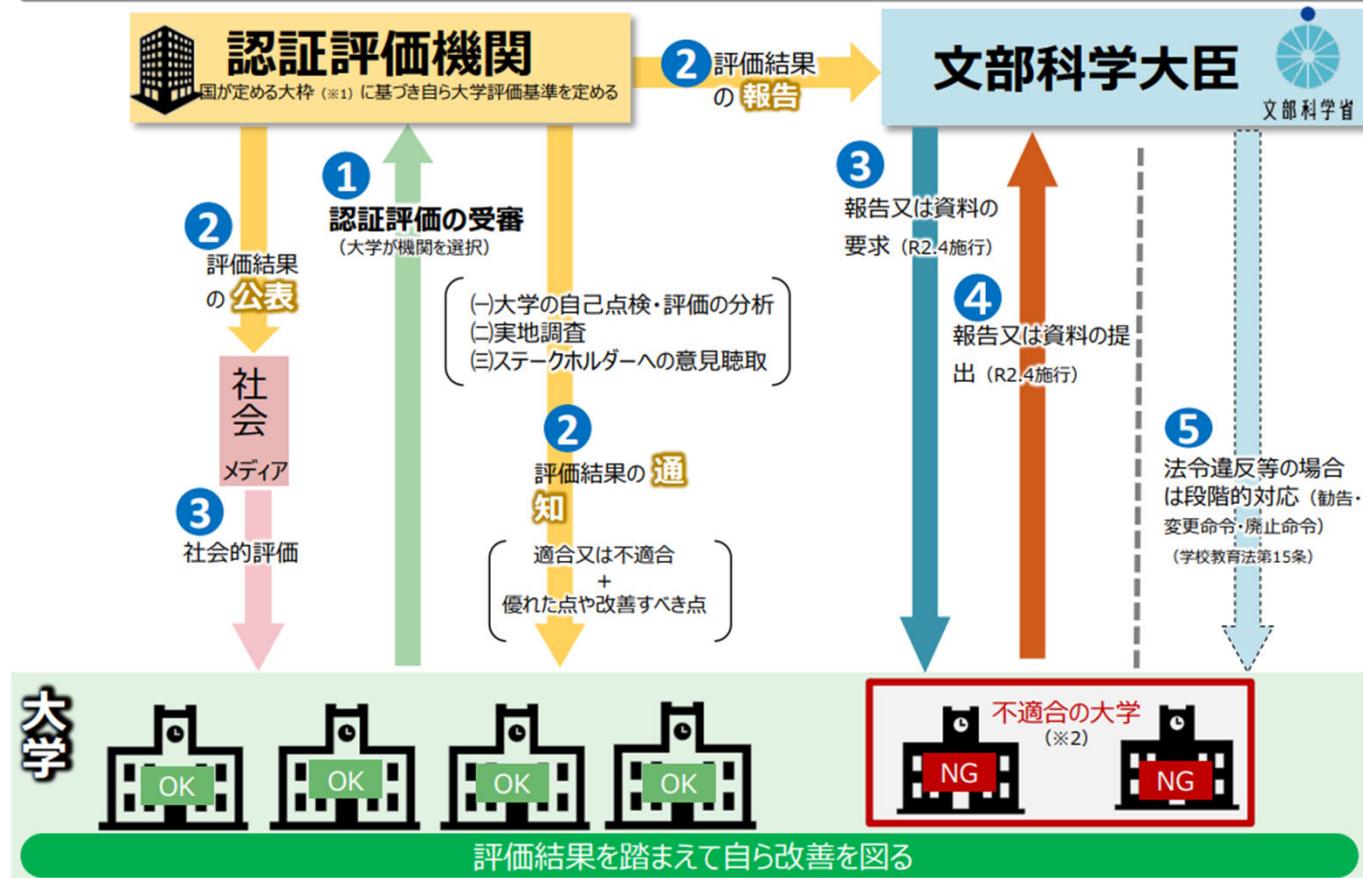
## 認証評価制度の概要

### 【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、第4サイクル目



### 評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

### 近年の主な改善事項

#### ～H30.4実施～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

#### ～R2.4実施～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

#### ～R7.4実施～

- 機関別・分野別の評価基準に共通して定めなければならない事項として、①継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する事項、②学修成果の適切な把握及び評価に関する事項を追加

(※1) 大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

(※2) 不適合であることを理由に、学校教育法における認可取消や、私立学校法における解散命令が為されるものではない

# 現行の大学（院）の質保証③

## 大学評価基準について

令和7年5月12日  
教育・学習の質向上に向けた新たな  
評価の在り方ワーキンググループ  
(第1回) 資料3より抜粋

認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準に従って行う（学校教育法第109条）。

大学評価基準に定める項目及び評価方法等は、省令（※）で定められた細目に従って各認証評価機関において定める。

※学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

評価基準・評価方法に係る細目		
機関別	分野別	うち法科大学院
<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育法及び大学設置基準等に適合していること。</li> <li>●特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。</li> <li>●評価方法に、自己点検・評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。</li> <li>●継続的な研究成果の創出のための環境整備、学修成果の適切な把握及び評価に係る項目が定められていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価方法が、連携法（※）第2条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。 ※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育研究上の基本となる組織</li> <li>②教育研究実施組織等</li> <li>③教育課程</li> <li>④施設及び設備</li> <li>⑤卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針</li> <li>⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表</li> <li>⑦教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）</li> <li>⑧財務</li> <li>⑨その他教育研究活動等</li> </ul> </li> <li>●内部質保証について重点的に評価を行うこととしていること。</li> <li>●設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。</li> <li>●評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①教員研究実施組織等</li> <li>②教育課程（教育課程連携協議会に関するこを含む。）</li> <li>③施設及び設備</li> <li>④学修の成果（進路に関するこを含む。）</li> <li>⑤その他教育研究活動等</li> </ul> </li> <li>●次の事項について認証評価を行うものとして定められていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①入学者選抜における多様性の確保並びに適性及び能力の適かつ客観的な評価及び判定</li> <li>②専任教員の適切な配置その他の教員研究実施組織</li> <li>③入学定員の適切な設定及び在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理</li> <li>④教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成</li> <li>⑤一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定</li> <li>⑥連携法に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法</li> <li>⑦学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定</li> <li>⑧授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施</li> <li>⑨教育活動等の状況に係る情報の公表</li> <li>⑩学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定</li> <li>⑪単位及び法学既修者の認定</li> <li>⑫課程の修了認定</li> <li>⑬教育上必要な施設及び設備</li> <li>⑭図書その他の教育上必要な資料の整備</li> <li>⑮法科大学院の課程を修了した者の進路等の教育活動の成果（司法試験の合格状況を含む。）及び当該成果に係る教育活動の実施状況</li> <li>⑯連携法科大学院における認証評価の実施状況</li> </ul> </li> <li>●評価方法に関連職業団体関係者等及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。</li> </ul>	

# 現行の大学（院）の質保証④

令和7年5月12日  
教育・学習の質向上に向けた新たな  
評価の在り方ワーキンググループ  
(第1回) 資料3より抜粋

## 認証評価結果の活用例

### 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

#### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

#### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

#### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

#### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条の4第4項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というものは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

# 新たな高等教育の質保証・向上システムの構築に向けて（中教審）

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）における関連の記載

## 4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の価値：高等教育は国力の源泉であり、**高等教育への投資は未来への先行投資**
- ②高等教育への信頼：学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して**情報公表**
- ③必要コストの算出：教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
- ④高等教育投資の在り方：**公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担**のどれか一つだけに依存するのではなく、それについて、高等教育の**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築**

### 答申

#### 新たな質保証・向上システムの構築

##### ＜具体的方策＞

##### （認証評価制度の見直し）

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

中央教育審議会大学分科会（第178回）特別部会における主な意見（認証評価関係）

- 大学の評価は決して偏差値で表されるものではなく、学生の満足度や就職後の追跡等による評価も必要ではないか。大学間の教育の伸び代をベースにした競争の仕組みをつくることが重要で、これは日本社会全体の再生に必須である。
- 大学・大学院の教育の質を上げていかないと、海外から優秀な留学生を呼び込むこともできない。認証評価の在り方とも大きく関わっているのでは。
- 評価結果については（悪いものも含め）、世間にしっかり公表していくべき。
- 認証評価機関によって基準にはらつきがあるため、認証評価機関のメタ評価機関をつくり、国際的に通用する認証評価機関にしていくことが重要。評価も項目ごとにA、Bといった形で評価・公表しないと大学の特徴が分からなくなる。
- 新しい評価を考える際は、学位プログラムを担っている教育機関の学部・学科レベルできちんと評価できるように考え方直すべき。

中央教育審議会

『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』  
(令和7年2月21日)から抜粋

# 大学院（修士課程・博士課程・専門職学位課程）の目的

## 学校教育法

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
- ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

## 大学院設置基準

（修士課程）

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（博士課程）

第四条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

## 専門職大学院設置基準

（専門職学位課程）

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

# 大学院教育の評価について：評価の目的

- ✓ 大学院の評価は、大学院がその目的の達成に向けて行う**教育研究や組織の運営を一層向上・活性化・改善し、その社会的責任を果たすため**に行われてきた。

## ●学位制度の見直し及び大学院の評価について (平成3年 大学審議会答申) (一部抜粋)

### II 大学院の評価について

#### 1. 自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保証され、その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。

**大学院が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要**であり、このため、大学院設置基準において、各大学院自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

## ●新時代の大学院教育 – 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて –

(平成17年 中央教育審議会答申) (一部抜粋)

### (1) 大学院評価の確立による質の確保

#### <大学院評価の目的と方向性>

学習者をはじめとする社会的な信頼を保持し、国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するための新たな高等教育システムを確立していくことが重要な課題となっており、このような観点から、これまで自己点検・評価や認証評価など、大学等の質の保証に関する各般の制度が導入してきた。

(中略) **大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とするもの**であり、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が的確に評価され、これにより、各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していくようなものとする必要があり、もとより、評価 자체が自己目的化することがあってはならない。

# 大学院の評価に関するこれまでの議論：H3答申より①

## ● 学位制度の見直し及び大学院の評価について（平成3年 大学審議会答申）（一部抜粋）

### Ⅱ 大学院の評価について

#### 1. 自己評価の必要性及び制度化

大学は学問の府として自律的な教育研究が保証され、その創意によって常に教育研究水準の向上に努めることが社会的に期待されている。

大学院が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不斷の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要であり、このため、大学院設置基準において、各大学院自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規定を定めることが適当である。

#### 2. 自己評価の実施方法

ア. 自己評価の実施に当たっては、まず、現在行われている教育研究活動等について自己点検を行い、現状を正確に把握・認識することが重要である。その上で、自己点検の結果を踏まえ、改善を要する問題点、積極的に評価すべき特色、今後の方向等、自己評価を行うことが望ましい。

イ. また、不斷に自己点検の項目・方法やこれに対する評価の在り方に関する検討を行いつつ、逐次、実施方法の改善を図っていくという段階的な進め方が効果的であると考えられる。

ウ. 評価は、一定期間ごとに行い、その間でも、データの収集・分析等を行いつつ、適宜必要な事項についての点検・評価を行うことが望ましい。

エ. なお、自己点検の項目や評価の在り方については、それぞれの大学院自身が自主的に設定し、実施することが基本であるが、その際の参考となるマニュアルやデータ等を大学団体や学会等が作成し、提供することが望まれる。

# 大学院の評価に関するこれまでの議論：H3答申より②

## (別紙) 大学院の自己点検・評価項目（例）

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>◇教育目的等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 教育目的の設定（研究科、博士課程・修士課程）</li> <li><input type="radio"/> 教育目的の点検・見直し</li> <li><input type="radio"/> 大学院・研究科の将来構想</li> </ul>  | <p>◇教員組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 大学院担当教員の配置状況</li> <li><input type="radio"/> 研究室の整備状況</li> <li><input type="radio"/> 学術情報システムの整備・活用状況</li> <li><input type="radio"/> 施設設備の整備状況</li> </ul>                      | <p>◇施設設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 大学院専用の施設設備の整備状況</li> <li><input type="radio"/> 研究室の整備状況</li> <li><input type="radio"/> 学術情報システムの整備・活用状況</li> <li><input type="radio"/> 施設設備の整備計画</li> </ul> |
| <p>◇教育活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 入学者選抜の方針・方法</li> <li><input type="radio"/> 学生定員充足状況</li> <li><input type="radio"/> 学生の出身大学・学部の構成</li> <li><input type="radio"/> 研究生、受託研究生の受け入れの方針と状況</li> <li><input type="radio"/> 奨学金制度（大学独自の奨学金、企業等からの奨学金）、授業料減免の状況</li> <li><input type="radio"/> ポスト・ドクトラル・フェロー（特別研究員等）</li> <li><input type="radio"/> リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント</li> <li><input type="radio"/> カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制</li> <li><input type="radio"/> 単位互換、研究指導委託の方針と状況</li> <li><input type="radio"/> 学位の授与状況</li> <li><input type="radio"/> 学位論文の審査の方針・方法・体制</li> <li><input type="radio"/> 修了者の進路</li> </ul> | <p>◇国際交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 留学生の受け入れ状況、教育研究指導の方法・体制</li> <li><input type="radio"/> 在学生の海外留学・研修の方針と状況</li> <li><input type="radio"/> 教員の在外研究の方針と状況</li> <li><input type="radio"/> 海外からの研究者の承知状況</li> </ul> | <p>◇社会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 社会人の受け入れ状況（特別選抜制度、特別の履修コース等）</li> <li><input type="radio"/> 学外からの受託研究</li> <li><input type="radio"/> 企業等との共同研究</li> </ul>                                 |
| <p>◇研究活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 構成員による研究成果の発表状況（レフリー・システムのある学術雑誌への論文発表数、学会発表数、被引用文献数等）</li> <li><input type="radio"/> 共同研究の実施状況</li> <li><input type="radio"/> 国際研究プロジェクトへの参加状況</li> <li><input type="radio"/> 研究費の財源（学外からの資金の導入状況、科学研究費補助金の採択状況等）</li> <li><input type="radio"/> 研究費の配分方法</li> <li><input type="radio"/> 学会活動への参加状況等</li> <li><input type="radio"/> 国内外の学術賞の受賞状況</li> </ul>   | <p>◇管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 大学院の教育研究に関する意思決定の方法・体制</li> <li><input type="radio"/> 事務組織</li> </ul>   | <p>◇自己評価体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 自己評価を行うための組織</li> <li><input type="radio"/> 教育研究活動等の公表</li> <li><input type="radio"/> 評価をフィードバックするためのしくみ</li> </ul>                                       |

# 大学院の評価に関するこれまでの議論：H17答申より①

## ●新時代の大学院教育 – 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて –

(平成17年 中央教育審議会答申) (一部抜粋)

### (1) 大学院評価の確立による質の確保

#### <大学院評価の目的と方向性>

学習者をはじめとする社会的な信頼を保持し、国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するための新たな高等教育システムを確立していくことが重要な課題となっており、このような観点から、これまで自己点検・評価や認証評価など、大学等の質の保証に関する各般の制度が導入されてきた。

今後は、事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の双方の適切な役割分担と協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着させ、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

また、今後、事後評価の制度については、

- ① 自己点検・評価
- ② 認証評価
- ③ 評価団体の適正さを担保する仕組み

の三つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とするものであり、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が的確に評価され、これにより、各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していくようなものとする必要があり、もとより、評価自体が自己目的化することがあってはならない。

# 大学院の評価に関するこれまでの議論：H17答申より②

(続き)

これらを踏まえ、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適當である。その際、大学院の専門分野別評価は、各大学院が自主的・自律的に設定した課程の目的に即して体系的な教育内容・方法が構築、実践されているかどうかを評価・改善していく考え方となる。また、専門分野別 評価の発展を図るに当たっては、様々な自発的展開が期待されるが、現状に照らして、まず、主として大学評価の取組の基本である自己点検・評価において、専攻単位を基本とする専門分野別評価の促進とその定着を図りながら、専門分野別の第三者評価への基盤の確立等を図っていくことが適當である。さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程（後期）については、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効であると考えられる。

現在、例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）が工学系の学士課程を中心とした技術者教育を国際的な通用性も考慮しつつ評価・認定する活動を行っているところであるが、今後は、大学関係者や学協会等により、大学院の教育の課程を対象とした専門分野別第三者評価を行う機関が形成されていくことを強く期待する。また、特色ある大学院教育を展開する場合など、統一的な第三者評価になじまない場合も考えられる。そのような場合には、当該大学院の特色、国際水準の担保の両立を実現する観点から、当該大学院が独自に各国の大学院の教員を含めた外部評価委員会を設置することなども考えられる。さらに、既に制度的に導入されている専門職大学院を対象とした認証評価機関の展開状況や独立行政法人大学評価・学位授与機構における蓄積等も踏まえつつ、国としても専門分野別第三者評価の形成・導入に関する支援方策を講じていくことが必要である。

なお、大学院における研究活動における評価の質の向上の観点からは、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）の趣旨を適切に反映した評価を行うことが適當である。

# 大学院の評価に関するこれまでの議論：H17答申より②

## 各大学院が行う専門分野別の自己点検・評価の項目イメージ（例）

### （基本）

- 課程の目的・役割 : 課程の目的・役割が明確であること（学則、研究科規程等での規定）

### （教育研究活動の実践）

- 体系的な教育課程 : 課程の目的等に沿った体系的な教育課程の構築
  - ・ 課程の目的等に沿った教育内容・方法（カリキュラム）編成
  - ・ 組織的な教育内容・方法の見直し・改善（FD）

- 大学院組織 : 体系的な教育課程を提供するための教員・学生所属組織の構築
  - ・ 体系的な教育課程を提供するための適切な教員・学生所属組織
  - ・ 教員の学位の保有状況
  - ・ 学生の進学需要、社会の人材養成需要を踏まえた入学定員・収容定員設定
  - ・ カリキュラムを重視した公正・透明な教員の採用方法
  - ・ 教員の教育評価の方法と人事・処遇への反映方法

- 教育・研究指導 : 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育・研究指導の構築
  - ・ 各種授業に応じた教育・研究指導の方法
  - ・ 厳格な成績評価や修了認定の実施状況
  - ・ 円滑な学位授与（学位授与のプロセスの明確化、課程博士の授与状況）

- 教育研究活動 : 特に、教育活動が活性化するための基盤の構築
  - ・ 教員・学生の流動性向上に関する方策
  - ・ 学生間の競争的環境の醸成
  - ・ 学生の学習支援環境（施設・設備）の整備

- 学生支援 : 学生の経済的支援とキャリアパス形成の構築
  - ・ 学生への経済的支援状況
  - ・ 優秀な学生のキャリアパス形成に関する教員の指導状況
  - ・ 学生の進路（就職先など）の状況（課程の目的（人材養成）との検証含む）

- 大学院運営 : 大学院の教育研究活動が有効に機能するための運営マネジメント（プロセス管理）の構築
  - ・ 専攻等における教育研究活動（体系的な教育課程、大学院組織、教育・研究指導、教育研究活動、学生支援など）の状況を組織的に把握・改善する仕組み
  - ・ 専攻等における教育研究活動の明確な意思決定方法

### （地域・社会貢献）

- 地域・社会活動 : 地域・社会と連携し、貢献できる体制の整備
  - ・ 大学院教育への社会ニーズの反映状況
  - ・ 地域活動に対する支援体制
  - ・ 社会人が学ぶための環境整備

- 情報発信 : 課程の目的、教育内容・方法、研究内容などの積極的な情報提供

### （点検・評価）

- 自己点検・評価 : 地域・社会と連携し、貢献できる体制の整備
  - ・ 自己点検・評価を行う組織体制
  - ・ 自己点検・評価項目・方法の適切な見直し

※ 本例示はあくまで参考であり、具体的な項目については、各大学においてそれぞれの特色等を踏まえて策定

# 認証評価制度導入に関するこれまでの経緯

## 平成3（1991）年2月 大学審議会答申「大学教育の改善について」

### 大学設置基準の改正

- 各大学で多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう、授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の規定の弾力化（大学設置基準の大綱化）。
- 各大学が自らの責任において教育研究の普段の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入。

## 平成10（1998）年10月 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」

### 翌年 大学設置基準の改正

- 大学の自己点検・評価の実施と結果公表を義務化。加えて、当該大学の職員以外の者による検証を行う外部評価を努力義務化。

## 平成13（2001）年12月 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」

- 第三者による継続的な評価認証（アcreditation）制度の導入を提言。

✓ 大学の教育研究水準の維持向上の観点から、設置認可を受けたすべての大学に一定期間に一度、継続的な評価認証（アcreditation）を受けてその結果を公表すること等を義務づけるなどの評価認証制度を導入すべきである。併せて、評価認証の結果、法令違反等の実態が明らかになった場合には、文部科学大臣により是正措置を講じることができることとすべきである。

- その他、大学・学部の設置規制の準則主義化を提言。また、学部の下部組織である学科については、届出のみで設置又は廃止を可能とすべきとした。

## 平成14（2002）年8月 中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」

- 設置認可の在り方の見直しや第三者評価制度の導入を提言。

✓ 現在、国による厳格な設置認可と各大学の自己評価の状況について、様々な第三努力に負っている大学の質の保証システムについて、設置認可を弾力化し大学が自らの判断で社会の変化等に対応した教育研究活動を展開できるようにするとともに、設置後の状況を第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することにより、大学の自主性・自律性を踏まえた新たな質の保証システムを構築する。  
✓ 大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価し、その結果を公表し社会的評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促す制度を導入する。

### 学校教育法の改正

#### ①設置認可の見直し（平成15（2005）年度審査から適用）

- 届出制度の導入
- 抑制方針の撤廃
- 設置審査の準則化（※）  
(※) 大学設置基準等告示の改正・制定

#### ②認証評価制度の導入（平成16（2006）年度より適用）

- 全ての大学が7年毎に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることの義務付け
- 認証評価機関の結果公表
- ③法令違反状態の大学に対する段階的正措置の導入

事前規制から  
事後チェックへ

# 修士課程と専門職学位課程の制度比較

		修士課程	専門職学位課程		
			専門職大学院	法科大学院	教職大学院
目的		研究者の養成 高度専門職業人の養成	高度専門職業人の養成		
標準修業年限		2年	2年	3年	2年
修了要件		30単位以上 修士論文作成（研究指導）	30単位以上	93単位以上	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)
専任教員	必置教員	—	修士課程を担当する研究指導教員数の1.5倍の数 + 研究指導補助教員数		
	兼務	学士課程及び一個の専攻に限り、博士課程（一貫制又は後期）との兼務可能	<p>[恒常的措置] 博士後期課程との兼務に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務可能</p> <p>[移行措置] 上記に加え、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務可能（新たに専門職大学院を設置する場合のみ設置後5年間）</p>		
実務家教員		—	3割以上	2割以上	4割以上
授業方法		—	・事例研究 ・現地調査 ・双方向・多方向に行われる討論・質疑応答	①同左 ②少人数教育が基本 (法律基本科目は50人以下)	①同左 ②学校実習・共通科目：必修
教育課程連携協議会		—	社会（出口）との連携を強化する観点から、当該職業に関連する事業を行う者等（産業界等）の協力を得て、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会の設置を義務付け		
学位		修士（○○）	○○修士（専門職）	法務博士（専門職）	教職修士（専門職）
認証評価		—	教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について、文部科学大臣より認証を受けた認証評価団体の評価を5年毎に受審することを義務付け、教育の質保証を図る仕組みを担保		